



目 次	ページ
規 則	
◎高知県統計調査条例施行規則	1
◎高知県統計調査員の設置に関する規則	1
◎高知県税規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	10
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	12
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
◎統計調査事務取扱規程を廃止する訓令	12
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与の特例に関する就業規則	12
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局に係る高知県統計調査条例の施行に関する規程	13
高知県教育委員会規則	
◎教員免許更新制に関する規則	13
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	22
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	22
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	24
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	32
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	34
◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	34
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規	

則の一部を改正する規則	〈3・18揭示〉	38
高知県人事委員会告示		
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	〈3・18揭示〉	38
(2件)		

規 則

高知県統計調査条例施行規則をここに公布する。
平成21年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号
高知県統計調査条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第2条 条例第8条第1号の規則で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定による地方住宅供給公社をいう。）、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の規定による地方道路公社をいう。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第3章に規定する土地開発公社をいう。）とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第3条 条例第8条第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報（統計法（平成19年法律第53号。以下この条において「法」という。）第2条第11項に規定する調査票情報をいう。）を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

(1) 行政機関等（法第2条第3項に規定する行政機関等をいう。）又は前条に規定する者（以下この条において「公的機関」という。）が、公的機関以外の者に委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

(3) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別の事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県統計調査員の設置に関する規則をここに公布する。
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号
高知県統計調査員の設置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、統計法（平成19年法律第53号）第14条及び統計法施行令（平成20年政令第334号）第4条第1項の規定に基づき設置する統計調査員に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 統計調査員は、知事が任命するものとする。
(統計調査員証)

第3条 知事は、統計調査員に対し、統計法施行令第4条第2項の統計調査員の身分を示す証票として、別記様式による統計調査員証を発行するものとする。

2 統計調査員は、前項の統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(高知県統計調査員設置に関する規則の廃止)

2 高知県統計調査員設置に関する規則（平成12年高知県規則第131号）は、廃止する。

別記様式（第3条関係）

← 9.5センチメートル →

写真はり付け箇所	第 号 統計調査員証
	(調査名) (氏名) 上記の者は、上記の統計調査に従事する統計調査員（指導員・調査員）であることを証明します。
	任命期間 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日発行	高知県知事 印

↑ 6.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

注意事項

- 1 統計調査を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法（抜粋）
（報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1)～(6) 略

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- (3) 略

2 略

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県税規則の一部を改正する規則

第1条 高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。
別記第68号様式の2及び別記第69号様式を次のように改める。

第68号様式の2（第44条の2関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
氏名（名称） ㊟
電話番号

住宅取得に係る不動産取得税課税標準特例規定
住宅用地取得に係る不動産取得税減額規定 適用申告書

高知県税条例第 条第 項の規定により、下記のとおり申告します。
記

1 （取得した・取得する予定の）住宅

所在地		家屋番号	種類	構造	床面積
					m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名		取得の方法	着工年月日
・	・				・
取得価額	円	該当する規定	高知県税条例第 条第 項		

2 （取得した・取得する予定の）住宅用地

所在地		地番	地目	地積	住宅用となる部分の地積
				m ²	m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名		取得の方法	
・	・				
取得価額	円	該当する規定	高知県税条例第 条第 項第 号		

3 高知県税条例第75条の2第3項又は第83条第2項の既存住宅に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

（裏面）

- 注 1 住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする場合は、1欄の「取得した」を○で囲んでください。
- 2 住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額を受けようとする場合
- (1) 土地を取得した後に住宅を取得しようとするときは、1欄の「取得する予定の」及び2欄の「取得した」を○で囲み、1欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
- (2) 住宅を取得した後に土地を取得しようとするときは、1欄の「取得した」及び2欄の「取得する予定の」を○で囲み、2欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
- (3) 住宅と土地とを同時に取得したとき又は住宅若しくは土地を取得した後に当該住宅若しくは土地に係るこの申告をするまでにそれぞれ土地若しくは住宅を取得したときは、1欄及び2欄の「取得した」を○で囲んでください。
- 3 高知県税条例第75条の2第3項又は第83条第2項の既存住宅に該当する場合は、次の書類を添えてください。
- なお、(3)の書類は、3欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。
- (1) 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
- (3) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）

第69号様式（第45条関係）

市町村 交付印
県 交付印

不動産取得申告書

県 事務所長 様

住所
(所在地)
氏名 (名称)
電話番号 ㊞

年 月 日

次のとおり不動産を取得したので、高知県税条例第80条の規定により申告します。

土地	取得した土地の所在地	地番	地目	地積	取得価額	取得年月日	登記年月日	前所有者(工事の施工者)の住所及び氏名	取得の方法		
										床面積 ㎡	取得年月日
家屋	取得した家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	取得価額	取得年月日	登記年月日	前所有者(工事の施工者)の住所及び氏名	取得の方法		
										1階	建築(新築・増築・改築)・売買・贈与・交換・寄附・私下げ・弁済・競落
										1階以外	
										計	
1階											
家屋	取得した家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	取得価額	取得年月日	登記年月日	前所有者(工事の施工者)の住所及び氏名	取得の方法		
										1階	建築(新築・増築・改築)・売買・贈与・交換・寄附・私下げ・弁済・競落
1階以外											
計											
概要	建築着工年月日										
土地	用途及び取得の理由										
家屋											

併用住宅の内訳

認定長期優良住宅の有無(新築の場合のみ)	有・無
住宅部分以外の床面積	㎡
住宅部分以外の用途	㎡

参考事項

- 1 住宅を新築してから1年以内にその土地を取得した場合
- 2 土地を取得してから2年以内(土地を平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得の場合には、3年以内)にその土地の上に住宅を新築した場合
- 3 譲渡担保財産の設定の日から2年以内にこの不動産を認定者に移転する場合
- 4 不動産を取得した日から1年以内に取得した不動産を公共事業の用に供するため、収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けて移転した場合

注 取得した家屋が認定長期優良住宅である場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定申請書の写し又は変更認定通知書の写し及び変更認定申請書の副本の写しを添えてください。

別記第69号様式の4を次のように改める。

第69号様式の4（第45条関係）
 不動産（家屋）取得申告書兼住宅取得に係る特例規定適用申告書

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
 氏名（名称）
 電話番号

㊦

下記のとおり不動産（家屋）を取得したので、高知県税条例第80条の規定により申告します。

記

1 取得した家屋 (整理番号 号)

【1棟目】

1	所在地及び地番	
2	取得の方法	新築・増築・改築・売買（建売住宅）
3	共有者の氏名及び持分	
4	床面積	m ² （うち住宅部分 m ² ）
5	新築年月日	年 月 日
6	取得年月日	年 月 日
7	売買契約等の相手方の住所及び氏名	
8	構造	
9	用途	
10	用途が店舗の場合は、店舗の種類	
11	認定長期優良住宅の該当の有無	有・無

【2棟目】

1	所在地及び地番	
2	取得の方法	新築・増築・改築・売買（建売住宅）
3	共有者の氏名及び持分	
4	床面積	m ² （うち住宅部分 m ² ）
5	新築年月日	年 月 日
6	取得年月日	年 月 日
7	売買契約等の相手方の住所及び氏名	
8	構造	
9	用途	
10	用途が店舗の場合は、店舗の種類	
11	認定長期優良住宅の該当の有無	有・無

【3棟目】

1	所在地及び地番	
2	取得の方法	新築・増築・改築・売買（建売住宅）
3	共有者の氏名及び持分	
4	床面積	m ² （うち住宅部分 m ² ）
5	新築年月日	年 月 日
6	取得年月日	年 月 日
7	売買契約等の相手方の住所及び氏名	
8	構造	
9	用途	
10	用途が店舗の場合は、店舗の種類	
11	認定長期優良住宅の該当の有無	有・無

- 2 不動産取得税の課税標準の特例（該当するものの□にレを付けてください。）
- (1) 公共事業に伴う代替不動産の取得に伴う控除
 ア 事業名：□区画整理事業（ ） □その他（ ）
 イ 契約等年月日： 年 月 日
- (2) 火災等による代替不動産の取得に伴う減免
 □火災（保険会社名 ）（受取保険金額 円）
 □天災（災害名 ）

備考 この様式は、市町村から条例第82条の規定による固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知があった家屋について使用する。

別記第73号様式の2を次のように改める。

第73号様式の2（第48条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
 氏名（名称） ㊤
 電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税減額申請書

高知県税条例第83条第 項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 取得した不動産の概要

不動産の所在地							
土地	地番	家屋	家屋番号	床面積 (住宅の床面積)	m ²	m ²	円
	地目		種類				
	地積		構造				
課税番号	課税標準額		円	税額	円		

2 不動産取得税の減額の根拠となる規定

高知県税条例第83条第 項 第 号

3 住宅用土地に該当する事由

土地の取得年月日	住宅の新築年月日	住宅の取得年月日	住宅の種類
年 月 日	年 月 日	年 月 日	専用住宅・併用住宅・共同住宅

4 高知県税条例第83条第2項第1号の既存住宅に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

（裏面）

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合
 住宅を新築したことを証明することができる書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等）
 - (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、4欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）
 ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し
 イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
 ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※減額する額（(H)）の算出根拠

土地価格	円：(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円：(B)
住宅1戸（共同住宅等は、居住用の1区画）の床面積の2倍	m ² ×2：(C)
(C)が200m ² 以下の場合、その数値	(D)
(C)が200m ² を超える場合は、200	(D)
(B)×(D)	円：(E)
(A)が150万円以下の場合、その価格	円：(F)
(A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	円：(F)
税率	3/100：(G)
(F)×(G)	円：(H)

別記第78号様式の2を次のように改める。

第78号様式の2（第50条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）



電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税還付申請書

先に納付した不動産取得税について、高知県税条例第83条第 項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 還付を受けようとする金額

円

2 既納付額

課税標準額	円	税額	円
課税番号		納付年月日	年 月 日

3 取得した不動産の概要

不動産の所在地							
土地	地番		家屋	家屋番号		床面積	m ²
	地目			種類		(住宅の床面積)	(m ²)
	地積	m ²		構造		住宅の取得価額	円

4 不動産取得税の還付の根拠となる規定

高知県税条例第83条第 項 第 号

5 住宅用土地に該当する事由

土地の取得年月日	住宅の新築年月日	住宅の取得年月日	住宅の種類
年 月 日	年 月 日	年 月 日	専用住宅・併用住宅・共同住宅

6 高知県税条例第83条第2項第1号の既存住宅に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

7 還付金の振込先

金融機関名	預金種別	口座番号
口座名義（フリガナ）		

（裏面）

注 1 次の書類を添えてください。

（1） 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合

住宅を新築したことを証明することができる書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等）

（2） 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、6欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）

ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し

イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）

ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）

2 ※印欄は、記入しないでください。

※還付する額（(H)）の算出根拠

土地価格	円：(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円：(B)
住宅1戸（共同住宅等は、居住用の1区画）の床面積の2倍	m ² ×2：(C)
(C)が200m ² 以下の場合、その数値	(D)
(C)が200m ² を超える場合は、200	
(B)×(D)	円：(E)
(A)が150万円以下の場合、その価格	円：(F)
(A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	
税率	3/100：(G)
(F)×(G)	円：(H)

第2条 高知県税規則の一部を次のように改正する。
 別記第68号様式の2を次のように改める。

第68号様式の2（第44条の2関係）

受付印

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

㊤

住宅取得に係る不動産取得税課税標準特例規定
住宅用土地取得に係る不動産取得税減額規定 適用申告書

高知県税条例第 条第 項の規定により、下記のとおり申告します。

記

1 （取得した・取得する予定の）住宅

所在地		家屋番号	種類	構造	床面積
					m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名		取得の方法	着工年月日
・	・				・
認定長期優良住宅の該当の有無（新築の場合のみ）				有・無	
取得価額	円	該当する規定	高知県税条例第 条第 項		

2 （取得した・取得する予定の）住宅用土地

所在地		地番	地目	地積	住宅用となる部分の地積
				m ²	m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名			取得の方法
・	・				
取得価額	円	該当する規定	高知県税条例第 条第 項第 号		

3 高知県税条例第75条の2第3項又は第83条第2項の既存住宅に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

（裏面）

- 注 1 住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする場合は、1欄の「取得した」を○で囲んでください。
- 2 住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額を受けようとする場合
- (1) 土地を取得した後に住宅を取得しようとするときは、1欄の「取得する予定の」及び2欄の「取得した」を○で囲み、1欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
- (2) 住宅を取得した後に土地を取得しようとするときは、1欄の「取得した」及び2欄の「取得する予定の」を○で囲み、2欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
- (3) 住宅と土地とを同時に取得したとき又は住宅若しくは土地を取得した後に当該住宅若しくは土地に係るこの申告をするまでにそれぞれ土地若しくは住宅を取得したときは、1欄及び2欄の「取得した」を○で囲んでください。
- 3 高知県税条例第75条の2第3項又は第83条第2項の既存住宅に該当する場合は、次の書類を添えてください。
- なお、(3)の書類は、3欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。
- (1) 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
- (3) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）
- 4 取得した住宅が認定長期優良住宅である場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定申請書の副本の写し又は変更認定通知書の写し及び変更認定申請書の副本の写しを添えてください。

附 則

(施行期日)

- この規則中第1条の規定（高知県税規則別記第68号様式の2、別記第73号様式の2及び別記第78号様式の2の改正規定に限る。）は平成21年4月1日から、その他の規定は同年6月4日から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定による改正前の高知県税規則別記第69号様式及び別記第69号様式の4は、同条の規定による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
- 第2条の規定による改正前の高知県税規則別記第68号様式の2は、同条の規定による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号**高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（肢体不自由児施設の病棟を除く。）の休所日は」を「の休所日は、」に改め、「とし、肢体不自由児施設の病棟の休所日は設けないもの」を削る。

第3条の見出し中「及び入所」を削り、同条第1項中「に通所をすることができる者及び肢体不自由児施設に入所」を「又は肢体不自由児施設に通所」に改め、「第27条第1項第3号の規定により知事が通所又は入所をさせることが適当であると認めた者並びに法」及び「及び法附則第63条の3の2第1項の規定に基づき障害児施設給付費等を支給することができることとされた者（次項において「障害児等」という。）」を削り、同条第2項中「通所又は入所の」を「通所の」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「障害児等」を「障害児」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「障害児等」を「障害児」に改め、同号を同項第2号とする。

第4条の見出し中「及び入所」を削り、同条第1項中「を保護者」を「を保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」に、「同条第6項」を「法第7条第6項」に改め、「又は法附則第63条の3の2第1項の規定に基づき障害児施設給付費等を支給することができることとされた者について同条第3項の規定により保護者とみなされる者（以下「障害児等の保護者等」

という。）」を削り、同条第2項中「障害児等の保護者等」を「障害児の保護者」に改める。

第5条の見出し中「及び利用定員」を削り、同条中「及び利用定員」を削り、同条の表を次のように改める。

障害福祉サービスの種類	利用対象者
児童デイサービス	療育を必要とする自閉症その他の広汎性発達障害又はその疑いのある児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）
短期入所	介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害児のうち身体に障害のあるもの

第7条第1項中「障害児等の保護者等は」を「障害児の保護者は」に、「第24条の20第1項の」を「第24条の20第1項に規定する」に改め、同項ただし書中「障害児等の保護者等」を「障害児の保護者」に改め、同条第3項中「障害児等の保護者等」を「障害児の保護者」に、「第59条の4第1項の」を「第59条の4第1項に規定する」に改め、同条第4項中「障害児等の保護者等」を「障害児の保護者」に改める。

第8条第1項中「障害児等の保護者等」を「障害児の保護者」に改め、同条第2項中「障害児等の保護者等に」を「障害児の保護者に」に、「当該支払われた障害児施設医療費の額について障害児等の保護者等から納付されたものとみなす」を「知事は、法第24条の21において読み替えて準用する法第21条の3第1項の規定により当該障害児施設医療費を当該都道府県に対して請求するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の請求によって当該障害児施設医療費が当該都道府県から支払われたときは、当該支払われた障害児施設医療費の額について障害児の保護者から納付されたものとみなす。

第10条中「法第27条第1項第3号の規定によりセンターに入所させた児童の保護者等（児童に付き添う者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「障害児等の保護者等及び」を「障害児の保護者又は」に、「児童の保護者等は」を「児童の保護者等（児童に付き添う者を含む。以下この条において同じ。）」に、「当該保護者等」を「当該障害児の保護者又は児童の保護者等」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

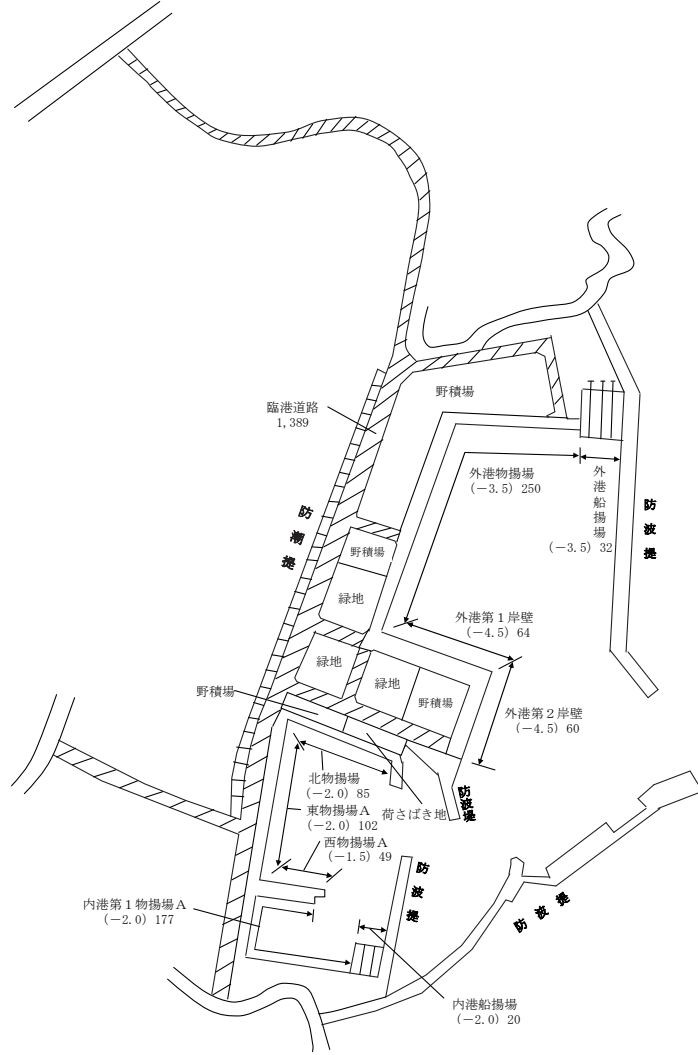
高知県規則第23号**高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

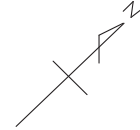
第8条の見出しを「（港湾施設の区域の指定等）」に改め、同条第1項中「、同条第4項」を「並びに同条第4項」に、「物揚場及び」を「物揚場のうち物揚場A及び物揚場B並びに」に、「区分並びに」を「区分を別表第2のとおり定め、」に、「別表第2」を「同表」に改める。

別表第2の別図15を次のように改める。

別図15 以布利港物揚場等の区域図

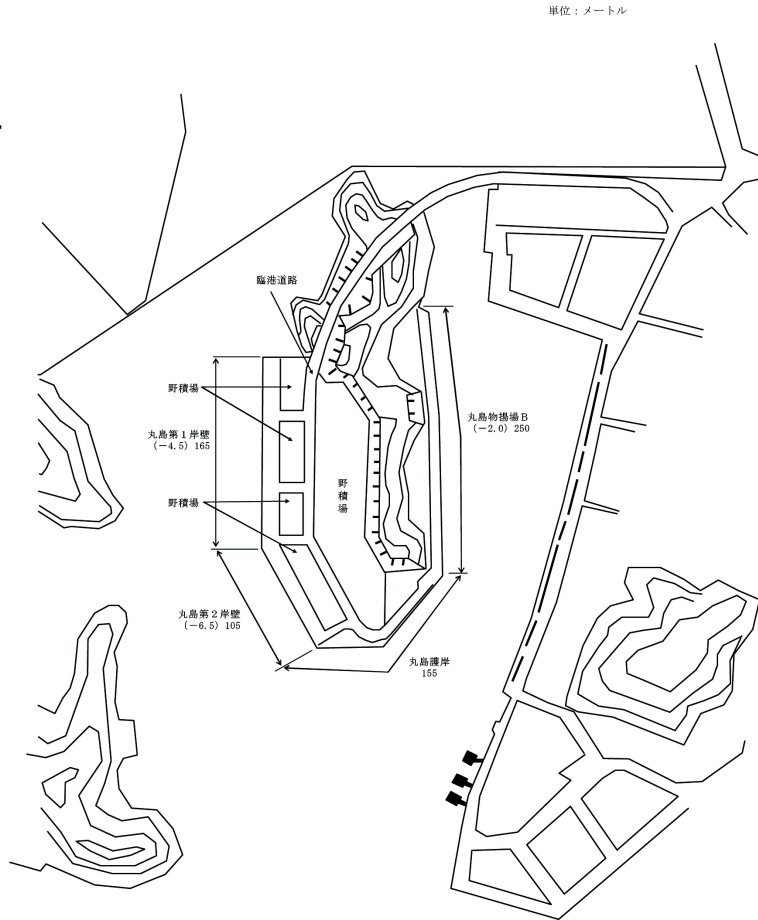


単位：メートル



別表第2の別図18の3を次のように改める。

別図18の3 宿毛湾港物揚場等の区域図 (丸島地区)



附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第12条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第1号

高知県教育委員会訓令第4号

本 庁
教育委員会事務局

統計調査事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

統計調査事務取扱規程を廃止する訓令

統計調査事務取扱規程（昭和28年11月 高知県訓令第1号
高知県教育委員会訓令第

1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第268号

高知県議会告示第1号

高知県教育委員会告示第7号

高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与の特例に関する就業規則を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直
高知県議会議長 元木 益樹
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県警察本部長 平井 興宣

技能職員の給与の特例に関する就業規則

(給料月額の特例)

第1条 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10高知県告示第645号

高知県議会議長告示第1号
高知県教育委員会告示第30号。以下「就業規則」という。）
高知県警察本部告示第1号

別表第1の技能職給料表の適用を受ける職員（次条において「技能職員」という。）に係る平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（同条において「特例期間」という。）における給料月額、就業規則第2条から第4条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎給料月額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額（就業規則第5条の規定により一般職員の例によることとされる勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。次条において同じ。）、給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

- (1) 就業規則第5条の規定により、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の条例」という。）第21条第5項（職員の条例第22条第4項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の人事委員会規則で定める職員の職にある職員の例によることとされる職員（次号において「加算を受ける職員」という。）のうち、職員の条例第21条第5項の人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合の例によることとされる割合（同号において「加算割合」という。）が100分の10である職員 100分の1.85
- (2) 加算を受ける職員のうち、加算割合が100分の5である職員 100分の1.3
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の0.5
(給料の調整額の特例)

第2条 技能職員に係る特例期間における給料の調整額は、就業規則第4条の2及び就業規則第5条の規定によりその例によることとされる職員の条例第8条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎調整額」という。）からその額に前条各号に掲げる職員の区分に応じ当

該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この就業規則は、平成21年4月1日から施行する。
(技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部を改正する就業規則の一部改正)
- 2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部を改正する就業規則（平成17年11月高知県告示第785号・高知県議会議長告示第5号・高知県教育委員会告示第7号・高知県警察本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「技能職員の給与の特例に関する就業規則（平成20年3月高知県告示第195号・高知県議会議長告示第2号・高知県教育委員会告示第3号・高知県警察本部告示第2号）第1条」を「技能職員の給与の特例に関する就業規則（平成21年3月高知県告示第268号・高知県議会議長告示第1号・高知県教育委員会告示第7号・高知県警察本部告示第2号）第1条」に改める。

----- 公営企業局管理規程 -----

高知県公営企業局に係る高知県統計調査条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局に係る高知県統計調査条例の施行に関する規程

高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）に規定する高知県公営企業局が行う県統計調査に係る調査票情報の提供その他同条例の施行に関し必要な事項については、高知県統計調査条例施行規則（平成21年高知県規則第19号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

----- 教育委員会規則 -----

教員免許更新制に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第5号

教員免許更新制に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、高知県教育委員会（第12条において「県教育委員会」という。）の所管に係る教育職員免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新及び延長並びに旧免許状所持者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。）の免許状更新講習（免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことの確認等に関し必要な事項を定めるものとする。
(免許状更新講習を受講することができる者)

第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。次項において「規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村（市町村の組合を含む。）（以下「県市町村」という。）の教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として採用された者であつて、引き続き県市町村の教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の職員として次に掲げる職にあるものとする。

- (1) 教育長
(2) 県市町村教育委員会の事務局又は教育機関に置かれる職のうち職員を指揮監督するものとして県市町村教育委員会の規則その他の規程において定める職（高知県教育長（以下「県教育長」という。）が定める職を除く。）並びに指導主事、社会教育主事及び管理主事
(3) 前2号に掲げる職に準ずるものとして、県教育長が定める職

2 規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県市町村の教育職員として採用された者であつて、県市町村教育委員会の要請に応じ、国若しくは県市町村の職員又は規則第9条第1項第3号イ、ロ若しくはニに掲げる法人の役員若しくは職員（以下この号において「国等の職員」という。）となるため、県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、県教育長が定める者
(2) 規則第9条第1項第3号ハに掲げる法人（県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の理事
(更新講習修了確認を受ける義務を課する者)

第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

<p>(1) 縣市町村の教育職員として採用された者であって、縣市町村教育委員会の要請に応じ、縣市町村の職員又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)の役員若しくは職員(以下この号において「縣市町村等の職員」という。)となるため、縣市町村を退職し、引き続き当該縣市町村等の職員として在職しているもののうち、県教育長が定める者</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる者であって、教育職員として勤務するもの又はその予定のもの (免許状更新講習の免除対象者)</p> <p>第4条 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。)第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、第2条第1項に規定する者とする。</p> <p>2 施行規則第61条の4第4号の免許管理者が定める者は、第2条第2項各号に掲げる者のうち県教育長が定める者とする。</p> <p>3 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、前条第2項各号に掲げる者のうち県教育長が定める者とする。 (免許状更新講習の免除対象者に係る優秀教員表彰)</p> <p>第5条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号の規定により免許管理者が指定する表彰は、個人に対するもので、かつ、免許状の有効期間の満了の日又は改正法附則第2条第3項に規定する修了確認期限である日前10年間に行為されたものであって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 文部科学大臣による表彰</p> <p>(2) 高知県教育委員会表彰規則(昭和38年高知県教育委員会規則第5号)第3条第1項第2号に掲げる表彰のうち県教育長が定める表彰 (有効期間の更新の申請手続)</p> <p>第6条 免許法第9条の2第2項の申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書</p> <p>(2) 免許法第7条第4項の証明書</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、施行規則第61条の4の規定に該当する者に係る免許法第9条の2第2項の申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、当該申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 施行規則第61条の4第5号に掲げる者にあつては、当該表彰状の写し (有効期間の延長の申請手続)</p>	<p>第7条 施行規則第61条の9第2項の申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 免許法第9条の3第4項の規定により免許状更新講習を受けることができない者にあつては、同項に規定する者であることを証する書類 (旧免許状所持者に係る申請手続)</p> <p>第8条 改正省令附則第9条第1項第1号の更新講習修了確認に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は改正省令附則第15条の規定による証明書</p> <p>(2) 改正法附則第3条第1項の証明書</p> <p>第9条 改正省令附則第9条第1項第2号の確認に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第5号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>第10条 改正省令附則第9条第1項第3号の修了確認期限の延期に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第6号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第2項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 免許法第9条の3第4項の規定により免許状更新講習を受けることができない者にあつては、同項に規定する者であることを証する書類</p> <p>第11条 改正省令附則第9条第1項第4号の認定に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第7号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第2項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 改正省令附則第10条第1項第5号に掲げる者にあつては、当該表彰状の写し (証明書の再発行)</p> <p>第12条 施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書又は改正省令附則第15条の規定による証明書を破損し、又は紛失した者は、当該証明書の再発行を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき証明書の再発行を受けようとする者は、高知県証明事務手数料徴収条例施行規則(昭和31年高知県規則第61号)第2条の規定にかかわらず、別記第8号様式による証</p>	<p>明書再発行申請書を県教育委員会に提出しなければならない。 (委任)</p> <p>第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (教育職員免許状に関する規則の一部改正)</p> <p>2 教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 第1条中「基づき」を「基づき、教員免許更新制に関する規則(平成21年高知県教育委員会規則第5号)に定めるもののほか」に改める。</p>
--	---	---

別記

第1号様式 (第6条関係)

高知県収入証紙
はり付け箇所

有効期間更新申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地 (都道府県名)
住所
勤務 (予定) 校・機関
職名
フリガナ
氏 名 ㊦
年 月 日生
電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法第7条第4項の証明書 (免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員

会に送付する場合は、添える必要はありません。)

- 2 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭) 免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください (複数あるときは、該当するものすべてを○で囲んでください。)
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされないことがあります。

第2号様式(第6条関係)

高知県収入証紙
はり付け箇所

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載 の本籍地(都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 免許状更新講習を受ける必要がない事由

注 1 次の書類を添えてください。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書

(2) 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する場合は、表彰状の写し

2 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。

3 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する場合は、表彰の名称、表彰の理由となった功績、表彰を行った主体及び表彰の時期を2欄に記入してください。

4 教育職員免許法施行規則第61条の4第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。

5 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされないことがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 印

第3号様式（第7条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

有効期間延長申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

㊦

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の9第1項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けたいので、次とおお申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載 の本籍地（都 道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 延長前の有効期間

年 月 日

3 延長を申請する有効期間

年 月 日

4 免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である事由

注 1 次の書類を添えてください。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書

(2) 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者である場合は、そのことを証明する書類

2 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。

3 教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。

4 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の延長がされないことがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) ㊦

第4号様式（第8条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

更新講習修了確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

㊦

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第15条の規定による証明書
- 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附

則第3条第1項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

- 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものすべてを○で囲んでください。）。
- 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされないことがあります。

第5号様式（第9条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第15条の規定による証明書
- 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附

則第3条第1項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

- 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

第6号様式（第10条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

修了確認期限延期申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

㊦

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、同法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載 の本籍地（都 道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 延期前の修了確認期限

年 月 日

3 延期を申請する修了確認期限

年 月 日

4 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」といいます。）附則第15条の規定による証明書

- (2) 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者である場合は、そのことを証明する書類
2 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
3 改正省令附則第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
4 記入内容に誤りがあった場合は、修了確認期限の延期がされないことがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事由に該当することを証明します。

年 月 日

（証明者名） 印

第7号様式（第11条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、同法附則第2条第5項に規定する認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 免許状更新講習を受ける必要がない事由

注 1 次の書類を添えてください。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」といいます。）附則第15条の規定による証明書

(2) 改正省令附則第10条第1項第5号に該当する場合は、表彰状の写し

2 免許状について1欄にすべてを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。

3 改正省令附則第10条第1項第5号に該当する場合は、表彰の名称、表彰の理由となった功

績、表彰を行った主体及び表彰の時期を2欄に記入してください。

4 改正省令附則第10条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。

5 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習免除の認定がされないことがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

（証明者名） 印

第8号様式（第12条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

証明書再発行申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

年 月 日生

電話番号

教員免許更新制に関する規則第12条第1項の規定に基づき証明書の再発行を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

1 再発行を申請する証明書の種類（該当するものの番号を○で囲んでください。）

- (1) 有効期間更新証明書
- (2) 有効期間延長証明書
- (3) 更新講習修了確認証明書
- (4) 修了確認期限経過後の期間内確認証明書
- (5) 修了確認期限延期証明書
- (6) 免許状更新講習免除証明書

2 破損し、又は紛失した証明書の発行年月日

年 月 日

3 証明書を破損し、又は紛失した理由

4 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地（都 道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

5 免許状の有効期間又は免許状更新講習の修了確認期限

年 月 日

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第2号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表のイの表第5号区分の項の(7)のA中「2級」を「2級又は特2級」に改め、同表第6号区分の項中

「(7) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項の(7)のAに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの」

を

「(7) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者で、次に掲げるもの

ア その属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項の(7)のAに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

イ その属する職務の級が特2級であったもの（第5号区分の項の(7)のAに掲げる者を除く。）

」に改め、同表第7号区分の項の(7)のイ中「第6号区分の項の(7)」を「第6号区分の項の(7)のA」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表教育委員会の項4種の欄中

「盲学校長

高知ろう学校長

養護学校長 』
 を
 「特別支援学校校長」
 に改め、同項5種の欄中
 「高等学校教頭
 盲学校教頭
 高知ろう学校教頭
 養護学校教頭 』
 を
 「高等学校副校長
 特別支援学校副校長
 中学校副校長
 小学校副校長
 高等学校教頭
 特別支援学校教頭 』
 に改め、同条第3項第7号の表3級の項及び同項第8号の表3級の項中「人事委員会」を「副校長及び人事委員会」に改める。
 別表第2の1の表中「担当する教諭」を「担当する主幹教諭、指導教諭、教諭」に改め、同表の4の表中「又は2級」を「、2級又は特2級」に改める。
 別表第4公立の特別支援学校の項中「教諭、助教諭」を「主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭」に、「校長」を「校長、副校長」に改める。
 別表第5の6の表中
 「

3級	11,600円（公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職員にあつては、11,800円）
----	---

 」
 を
 「

特2級	11,200円
3級	11,800円

 」
 に改め、同表の7の表中
 「

3級	12,000円（公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員にあつては、12,200円）
----	---

 」
 を
 「

特2級	11,500円
3級	12,200円

 」

に改める。
附 則
 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 ~~~~~

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第4号**

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「ときは、あらかじめ、」を「場合はあらかじめ」に、「得て」を「得たときに」に、「ときは、その者」を「場合はその者」に、「ときは1級上位」を「ときに、それぞれ1級上位」に改める。

別表第11を次のように改める。

**別表第11（第4条関係）**

警察官給料表級別資格基準表

| 試験 |      | 職務の級<br>学歴免許 | 1級    | 2級   | 3級  | 4級 | 5級 | 6級 |
|----|------|--------------|-------|------|-----|----|----|----|
|    |      |              | 正規の試験 | 警察官A | 大学卒 |    | 1  | 1  |
|    | 0    | 1            |       |      | 2   | 5  | 11 | 13 |
|    | 警察官B | 高校卒          |       | 2    | 3   | 5  | 6  | 2  |
|    |      |              | 0     | 2    | 5   | 10 | 16 | 18 |

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「警察官A」は警察官A（男性）採用試験及び警察官A（女性）採用試験並びにこれに準ずる正規の試験を、「警察官B」は警察官B（男性）採用試験及び警察官B（女性）採用試験並びにこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第13の備考以外の部分を次のように改める。

高等学校等教育職給料表級別資格基準表

| 職種       | 職務の級<br>学歴免許 | 1級         | 2級  | 特2級    |
|----------|--------------|------------|-----|--------|
|          |              | 主幹教諭及び指導教諭 | 大学卒 |        |
|          | 0            |            |     |        |
|          | 短大卒          |            |     | 別に定める。 |
|          |              | 0          |     |        |
| 教諭、養護教諭、 | 大学卒          |            |     |        |

|                                             |     |  |     |        |
|---------------------------------------------|-----|--|-----|--------|
| 栄養教諭及び講師<br>（人事委員会が別に定める者に限る。）              | 短大卒 |  | 0   |        |
|                                             |     |  | 2.5 |        |
|                                             | 大学卒 |  | 0   | 別に定める。 |
|                                             |     |  | 2.5 |        |
| 助教諭、養護助教諭、講師（人事委員会が別に定める者を除く。）、実習助手及び寄宿舎指導員 | 短大卒 |  | 0   | 別に定める。 |
|                                             |     |  | 2.5 |        |
|                                             | 高校卒 |  | 0   | 別に定める。 |
|                                             |     |  | 2.5 |        |

別表第14の備考以外の部分を次のように改める。

小学校・中学校等教育職給料表級別資格基準表

| 職種                                     | 職務の級<br>学歴免許 | 1級         | 2級  | 特2級    |
|----------------------------------------|--------------|------------|-----|--------|
|                                        |              | 主幹教諭及び指導教諭 | 大学卒 |        |
|                                        | 0            |            |     |        |
|                                        | 短大卒          |            |     | 別に定める。 |
|                                        |              |            | 0   |        |
| 教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師<br>（人事委員会が別に定める者に限る。） | 大学卒          |            |     |        |
|                                        |              | 0          |     |        |
|                                        | 短大卒          |            |     |        |
|                                        |              |            | 0   |        |
| 助教諭、養護助教諭、講師（人事委員会が別に定める者に限る。）         | 大学卒          |            |     | 別に定める。 |
|                                        |              |            | 0   |        |





|   |    |    |
|---|----|----|
| 1 | 5  | 7  |
| 1 | 6  | 8  |
| 1 | 7  | 9  |
| 1 | 8  | 10 |
| 1 | 9  | 11 |
| 1 | 10 | 12 |
| 1 | 11 | 13 |
| 1 | 12 | 14 |
| 1 | 13 | 15 |
| 1 | 14 | 16 |
| 1 | 15 | 17 |
| 1 | 16 | 18 |
| 1 | 17 | 19 |
| 1 | 18 | 20 |
| 1 | 19 | 21 |
| 1 | 20 | 22 |
| 1 | 21 | 23 |
| 1 | 22 | 24 |
| 1 | 23 | 25 |
| 1 | 24 | 26 |
| 1 | 25 | 27 |
| 1 | 26 | 28 |

|    |    |    |
|----|----|----|
| 2  | 27 | 29 |
| 3  | 28 | 30 |
| 4  | 29 | 31 |
| 5  | 30 | 32 |
| 6  | 31 | 33 |
| 7  | 32 | 34 |
| 8  | 33 | 35 |
| 9  | 34 | 36 |
| 10 | 35 | 37 |
| 11 | 36 | 38 |
| 12 | 37 | 39 |
| 13 | 38 | 40 |
| 14 | 39 | 41 |
| 15 | 40 | 42 |
| 16 | 41 | 43 |
| 17 | 42 | 44 |
| 18 | 43 | 45 |
| 19 | 44 | 46 |
| 20 | 45 | 47 |
| 21 | 46 | 48 |
| 22 | 47 | 49 |
| 23 | 48 | 50 |
| 24 | 49 | 51 |

を

に改め、同表の8の表中

|    |    |    |
|----|----|----|
| 25 | 50 | 52 |
| 26 | 51 | 53 |
| 27 | 52 | 54 |
| 28 | 53 | 55 |
| 29 | 54 | 56 |
| 30 | 55 | 57 |
| 31 | 56 | 58 |
| 32 | 57 | 59 |
| 33 | 58 | 60 |
| 34 | 59 | 61 |
| 35 | 60 | 62 |
| 36 | 61 | 63 |
| 37 | 62 | 64 |
| 38 | 63 | 65 |
| 39 | 64 | 66 |
| 40 | 65 | 67 |
| 41 | 66 | 68 |
| 42 | 67 | 69 |
| 43 | 68 | 70 |
| 44 | 69 | 71 |
| 45 | 70 | 72 |
| 46 | 71 | 73 |

|    |    |    |
|----|----|----|
| 47 | 72 | 74 |
| 48 | 73 | 75 |
| 49 | 74 | 76 |
| 49 | 74 | 77 |
| 50 | 75 | 77 |
| 50 | 75 | 77 |
| 51 | 76 | 77 |
| 51 | 76 | 77 |
| 52 | 77 | 77 |
| 52 | 77 | 77 |
| 53 | 78 | 77 |
| 53 | 78 |    |
| 54 | 79 |    |
| 54 | 79 |    |
| 55 | 80 |    |
| 55 | 80 |    |
| 56 | 81 |    |
| 56 | 81 |    |
| 57 | 82 |    |
| 57 | 82 |    |
| 58 | 83 |    |
| 58 | 83 |    |
| 59 | 84 |    |



|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 1 | 3  |
| 1 | 1 | 4  |
| 1 | 1 | 5  |
| 1 | 1 | 6  |
| 1 | 1 | 7  |
| 1 | 1 | 8  |
| 1 | 1 | 9  |
| 1 | 1 | 10 |
| 1 | 1 | 11 |
| 1 | 1 | 12 |
| 1 | 1 | 13 |
| 1 | 1 | 14 |
| 1 | 1 | 15 |
| 1 | 1 | 16 |
| 1 | 1 | 17 |
| 1 | 1 | 18 |
| 1 | 1 | 19 |
| 1 | 1 | 20 |
| 1 | 1 | 21 |
| 1 | 1 | 22 |
| 1 | 1 | 23 |
| 1 | 1 | 24 |
| 1 | 1 | 25 |

|   |    |    |
|---|----|----|
| 1 | 1  | 26 |
| 1 | 1  | 27 |
| 1 | 1  | 28 |
| 1 | 1  | 29 |
| 1 | 1  | 30 |
| 1 | 1  | 31 |
| 1 | 2  | 32 |
| 1 | 3  | 33 |
| 1 | 4  | 34 |
| 1 | 5  | 35 |
| 1 | 6  | 36 |
| 1 | 7  | 37 |
| 1 | 8  | 38 |
| 1 | 9  | 39 |
| 1 | 10 | 40 |
| 2 | 11 | 41 |
| 3 | 12 | 42 |
| 4 | 13 | 43 |
| 5 | 14 | 44 |
| 6 | 15 | 45 |
| 7 | 16 | 46 |
| 8 | 17 | 47 |

|    |    |    |
|----|----|----|
| 9  | 18 | 48 |
| 10 | 19 | 49 |
| 11 | 20 | 50 |
| 12 | 21 | 51 |
| 13 | 22 | 52 |
| 14 | 23 | 53 |
| 15 | 24 | 54 |
| 16 | 25 | 55 |
| 17 | 26 | 56 |
| 18 | 27 | 57 |
| 19 | 28 | 58 |
| 20 | 29 | 59 |
| 21 | 30 | 60 |
| 22 | 31 | 61 |
| 23 | 32 | 62 |
| 24 | 33 | 63 |
| 25 | 34 | 64 |
| 26 | 35 | 65 |
| 27 | 36 | 66 |
| 28 | 37 | 67 |
| 29 | 38 | 68 |
| 30 | 39 | 69 |
| 31 | 40 | 70 |

を

に改める。

|    |    |    |
|----|----|----|
| 32 | 41 | 71 |
| 33 | 42 | 72 |
| 34 | 43 | 73 |
| 35 | 44 | 74 |
| 36 | 45 | 75 |
| 37 | 46 | 76 |
| 38 | 47 | 77 |
| 39 | 48 | 78 |
| 40 | 49 | 79 |
| 41 | 50 | 80 |
| 42 | 51 | 81 |
| 43 | 52 | 82 |
| 44 | 53 | 83 |
| 45 | 54 | 84 |
| 46 | 55 | 85 |
| 47 | 56 | 86 |
| 48 | 57 | 87 |
| 49 | 58 | 88 |
| 50 | 59 | 89 |
| 51 | 60 | 90 |
| 52 | 61 | 91 |
| 53 | 62 | 92 |

|    |    |    |
|----|----|----|
| 54 | 63 | 93 |
| 55 | 64 | 93 |
| 56 | 65 | 93 |
| 57 | 66 | 93 |
| 58 | 67 | 93 |
| 59 | 68 | 93 |
| 60 | 69 | 93 |
| 61 | 70 | 93 |
| 61 | 70 |    |
| 62 | 71 |    |
| 62 | 71 |    |
| 63 | 72 |    |
| 63 | 72 |    |
| 64 | 73 |    |
| 64 | 73 |    |
| 65 | 74 |    |
| 66 | 75 |    |
| 67 | 76 |    |
| 68 | 77 |    |
| 69 | 78 |    |
| 69 | 78 |    |
| 70 | 79 |    |
| 70 | 79 |    |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 71 | 80 |  |
| 71 | 80 |  |
| 72 | 81 |  |
| 72 | 81 |  |
| 73 | 82 |  |
| 73 | 82 |  |
| 74 | 83 |  |
| 74 | 83 |  |
| 75 | 84 |  |
| 75 | 84 |  |
| 76 | 85 |  |
| 76 | 85 |  |
| 77 | 86 |  |
| 77 | 86 |  |
| 78 | 87 |  |
| 78 | 87 |  |
| 79 | 88 |  |
| 79 | 88 |  |
| 80 | 89 |  |
| 80 | 89 |  |
| 81 | 90 |  |
| 81 | 90 |  |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 82 | 91 |  |
| 82 | 91 |  |
| 83 | 92 |  |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第5号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「5年」を「15年」に改める。

第5条中「5年」を「10年」に改める。

第6条第1項中「、5年」を「、10年」に改める。

第7条中「5年」を「10年」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	410,900	365,500	306,000	66,900	30,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	66,900	27,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	66,900	24,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	66,900	21,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	66,900	18,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	66,900	15,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	64,500	12,000
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	62,100	9,000
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	59,700	6,000
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	57,300	3,000
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	54,800	
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	52,400	
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	50,000	
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	47,600	
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	45,700	
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	43,900	
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	42,100	
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	40,400	
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	38,700	

19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	36,900	
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	35,200	
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	34,100	
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	33,000	
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	31,400	
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	30,300	
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	29,100	
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	28,000	
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	26,900	
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	25,600	
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	24,800	
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	23,800	
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	22,600	
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	20,900	
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	19,100	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900	

- 備考 1 この表において、「期間の区分」欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号に規定する職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号に規定する職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に規定する職を占める職員を、「3種」とは同項第3号に規定する職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第6号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「校長」を「校長及び副校長」に、「教頭」を「教頭、主幹教諭及び指導教諭」に改め、同表の2の表中

|            |         |
|------------|---------|
| 職務の級 3級の職員 | 100分の10 |
|------------|---------|

を

|                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| 職務の級 3級及び特2級の職員 | 100分の10<br>（副校長である職員にあっては、100分の15） |
|-----------------|------------------------------------|

に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第7号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
36	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800	

37	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
38	5,800	6,600	10,700	11,700	
39	5,800	6,600	10,700	11,700	
40	5,800	6,600	10,700	11,700	
41	6,100	7,100	10,900	11,900	
42	6,100	7,100	10,900	11,900	
43	6,100	7,100	10,900	11,900	
44	6,100	7,100	10,900	11,900	
45	6,300	7,400	11,100	12,200	
46	6,300	7,400	11,100	12,200	
47	6,300	7,400	11,100	12,200	
48	6,300	7,400	11,100	12,200	
49	6,600	7,700	11,400	12,600	
50	6,600	7,700	11,400	12,600	
51	6,600	7,700	11,400	12,600	
52	6,600	7,700	11,400	12,600	
53	6,800	8,300	11,600	12,900	
54	6,800	8,300	11,600	12,900	
55	6,800	8,300	11,600	12,900	
56	6,800	8,300	11,600	12,900	
57	7,000	8,600	12,000	13,200	
58	7,000	8,600	12,000	13,200	
59	7,000	8,600	12,000	13,200	
60	7,000	8,600	12,000	13,200	
61	7,200	8,900	12,200	13,500	
62	7,200	8,900	12,200	13,500	
63	7,200	8,900	12,200	13,500	
64	7,200	8,900	12,200	13,500	
65	7,400	9,600	12,700	13,700	
66	7,400	9,600	12,700	13,700	
67	7,400	9,600	12,700	13,700	
68	7,400	9,600	12,700	13,700	
69	7,700	9,900	12,900	14,000	
70	7,700	9,900	12,900	14,000	
71	7,700	9,900	12,900	14,000	
72	7,700	9,900	12,900	14,000	
73	7,900	10,200	13,100	14,200	
74	7,900	10,200	13,100	14,200	
75	7,900	10,200	13,100	14,200	
76	7,900	10,200	13,100	14,200	
77	8,100	10,500	13,400	14,400	
78	8,100	10,500	13,400	14,400	

79	8,100	10,500	13,400	14,400
80	8,100	10,500	13,400	14,400
81	8,200	10,800	13,600	14,600
82	8,200	10,800	13,600	14,600
83	8,200	10,800	13,600	14,600
84	8,200	10,800	13,600	14,600
85	8,400	11,100	13,700	14,800
86	8,400	11,100	13,700	14,800
87	8,400	11,100	13,700	14,800
88	8,400	11,100	13,700	14,800
89	8,500	11,400	13,900	14,900
90	8,500	11,400	13,900	14,900
91	8,500	11,400	13,900	14,900
92	8,500	11,400	13,900	14,900
93	8,700	11,600	14,100	15,100
94	8,700	11,600	14,100	
95	8,700	11,600	14,100	
96	8,700	11,600	14,100	
97	8,800	11,800	14,300	
98	8,800	11,800	14,300	
99	8,800	11,800	14,300	
100	8,800	11,800	14,300	
101	9,000	12,200	14,400	
102	9,000	12,200	14,400	
103	9,000	12,200	14,400	
104	9,000	12,200	14,400	
105	9,100	12,400	14,400	
106	9,100	12,400	14,400	
107	9,100	12,400	14,400	
108	9,100	12,400	14,400	
109	9,200	12,600	14,500	
110	9,200	12,600		
111	9,200	12,600		
112	9,200	12,600		
113	9,200	12,900		
114	9,200	12,900		
115	9,200	12,900		
116	9,200	12,900		
117	9,400	13,100		
118	9,400	13,100		
119	9,400	13,100		
120	9,400	13,100		

121	9,500	13,300			
122	9,500	13,300			
123	9,500	13,300			
124	9,500	13,300			
125	9,600	13,400			
126		13,400			
127		13,400			
128		13,400			
129		13,600			
130		13,600			
131		13,600			
132		13,600			
133		13,700			
134		13,700			
135		13,700			
136		13,700			
137		13,900			
138		13,900			
139		13,900			
140		13,900			
141		14,000			
142		14,000			
143		14,000			
144		14,000			
145		14,100			
146		14,100			
147		14,100			
148		14,100			
149		14,100			
再任用職員	6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

別表第2 (第3条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800

37	5,800	7,700	10,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	10,700	12,900	
39	5,800	7,700	10,700	12,900	
40	5,800	7,700	10,700	12,900	
41	6,100	8,300	10,900	13,200	
42	6,100	8,300	10,900	13,200	
43	6,100	8,300	10,900	13,200	
44	6,100	8,300	10,900	13,200	
45	6,300	8,600	11,100	13,500	
46	6,300	8,600	11,100	13,500	
47	6,300	8,600	11,100	13,500	
48	6,300	8,600	11,100	13,500	
49	6,600	8,900	11,400	13,700	
50	6,600	8,900	11,400	13,700	
51	6,600	8,900	11,400	13,700	
52	6,600	8,900	11,400	13,700	
53	6,800	9,600	11,600	14,000	
54	6,800	9,600	11,600	14,000	
55	6,800	9,600	11,600	14,000	
56	6,800	9,600	11,600	14,000	
57	7,000	9,900	12,000	14,200	
58	7,000	9,900	12,000	14,200	
59	7,000	9,900	12,000	14,200	
60	7,000	9,900	12,000	14,200	
61	7,200	10,200	12,200	14,400	
62	7,200	10,200	12,200	14,400	
63	7,200	10,200	12,200	14,400	
64	7,200	10,200	12,200	14,400	
65	7,400	10,500	12,700	14,600	
66	7,400	10,500	12,700	14,600	
67	7,400	10,500	12,700	14,600	
68	7,400	10,500	12,700	14,600	
69	7,700	10,800	12,900	14,800	
70	7,700	10,800	12,900	14,800	
71	7,700	10,800	12,900	14,800	
72	7,700	10,800	12,900	14,800	
73	7,900	11,100	13,100	14,900	
74	7,900	11,100	13,100	14,900	
75	7,900	11,100	13,100	14,900	
76	7,900	11,100	13,100	14,900	
77	8,100	11,400	13,400	15,100	
78	8,100	11,400	13,400		

79	8,100	11,400	13,400	
80	8,100	11,400	13,400	
81	8,200	11,600	13,600	
82	8,200	11,600	13,600	
83	8,200	11,600	13,600	
84	8,200	11,600	13,600	
85	8,400	11,800	13,700	
86	8,400	11,800	13,700	
87	8,400	11,800	13,700	
88	8,400	11,800	13,700	
89	8,500	12,200	13,900	
90	8,500	12,200	13,900	
91	8,500	12,200	13,900	
92	8,500	12,200	13,900	
93	8,700	12,400	14,100	
94	8,700	12,400	14,100	
95	8,700	12,400	14,100	
96	8,700	12,400	14,100	
97	8,800	12,600	14,300	
98	8,800	12,600	14,300	
99	8,800	12,600	14,300	
100	8,800	12,600	14,300	
101	9,000	12,900	14,400	
102	9,000	12,900	14,400	
103	9,000	12,900	14,400	
104	9,000	12,900	14,400	
105	9,100	13,100	14,400	
106	9,100	13,100	14,400	
107	9,100	13,100	14,400	
108	9,100	13,100	14,400	
109	9,200	13,300	14,500	
110	9,200	13,300		
111	9,200	13,300		
112	9,200	13,300		
113	9,200	13,400		
114	9,200	13,400		
115	9,200	13,400		
116	9,200	13,400		
117	9,400	13,600		
118	9,400	13,600		
119	9,400	13,600		
120	9,400	13,600		

121	9,500	13,700			
122	9,500	13,700			
123	9,500	13,700			
124	9,500	13,700			
125	9,600	13,900			
126	9,600	13,900			
127	9,600	13,900			
128	9,600	13,900			
129	9,700	14,000			
130	9,700	14,000			
131	9,700	14,000			
132	9,700	14,000			
133	9,800	14,100			
134	9,800	14,100			
135	9,800	14,100			
136	9,800	14,100			
137	9,900	14,100			
138	9,900				
139	9,900				
140	9,900				
141	9,900				
142	9,900				
143	9,900				
144	9,900				
145	10,100				
146	10,100				
147	10,100				
148	10,100				
149	10,200				
150	10,200				
151	10,200				
152	10,200				
153	10,300				
再任用職員	6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年高知県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の16」を「100分の17」に、「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則第3項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年3月24日から施行する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第2の5級の項中

「通信指令官」

を

「通信指令官

性犯罪捜査指導官」

に、「高齢者交通安全対策官」を「暴走族特別取締隊長」に改め、同表の6級の項中「警察総合相談室長」を削り、

「暴走族特別取締隊長」

を

「高齢者交通安全対策官

聴聞官」

に改め、同表の7級の項中「聴聞官」を削り、同表の9級の項中「警察本部の部長」

を

「警察本部の部長

首席監察官（職務の級を9級に決定された職員に限る。）」

に改める。

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月18日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第4及び別表第5中

「

3級	教頭
----	----

」

を
「

特2級	主幹教諭 指導教諭
3級	副校長 教頭

」

に改める。